

平成 31 年 2 月 28 日

申請者 顔 榕
論文題目 伝聞法則の研究-捜査機関の面前でした第三者の供述調書の許容性
審査員 葛野尋之、青木孝之、緑 大輔

本論文は、日本法およびアメリカ法の比較検討を踏まえて、台湾法における捜査機関の面前でした第三者の供述調書の伝聞例外としての許容性について論じたものである。台湾においては、刑事手続の当事者主義化の傾向のなかで、2003 年刑訴法改正により、伝聞法則が導入された。しかし、①検察官面前調書の伝聞例外としての許容要件がきわめて緩やかであること、②同じ捜査機関の作成した供述調書でありながら、検察官面前調書と警察官面前調書との許容要件に大きな差異が設けられており、その合理性に疑問があること、③大法官の 2004 年憲法解釈によって、被告人の証人審問権が保障されることとなった後も、証人審問権と伝聞法則との関係が明確でないため、証人が公判供述不能である場合、その者の公判外供述を証拠にしようとするときに、証人審問権の保障が及ぶのかが明らかではないこと、といった重大な問題が残っており、そのことが、実務の停滞と混乱を招いている。本論文は、このような台湾法の問題を明確に指摘したうえで、台湾法の立法および解釈に対して大きな影響を与えた日本法およびアメリカ法の歴史的発展、判例、学説などを詳しく参照することにより、これらの問題に対する解決策を獲得しようとするのである。

本論文第 1 章は、台湾法の伝聞法則について、その概要、導入の経緯、導入後の実務の変化などを明らかにし、被告人の証人審問権を保障した憲法解釈の内容、意義などを提示する。第 2 章は、台湾法の母法ともいべき日本法に注目し、伝聞法則の概要を示すとともに、作成主体によって供述調書の許容要件に差異を設けることの意義を明らかにするために、捜査権限の帰属という視点をまじえて、伝聞法則の歴史的展開を分析し、さらに伝聞法則と証人審問権の関係について、判例、学説などを分析する。第 3 章は、日本法の母法であるアメリカ法に目を向け、伝聞法則と証人審問権の関係を明確に示した合衆国最高裁の 2004 年クロフォード判決、それに関する学説などに分析を加えた後、証人の前にした相反供述の許容性に関する連邦証拠規則の規定について、その歴史的展開、判例、学説などを分析する。終章は、日本法・アメリカ法の比較検討から得られた示唆をもとに、伝聞法則と証人審問権の関係および捜査機関面前調書の許容要件について、台湾法改革の方向を提示している。

本論文は、①台湾における刑事弁護人としての実務経験にも根ざした明晰な問題意識に基づくものであって、台湾法に対し有益な改革提案を行っていること、②日本法の歴史的展開の分析から、捜査機関面前調書の許容性が戦時期立法および現行法の予審廃止による捜査権限の帰属の問題と関連していることを明らかにしたうえで、台湾法において捜査機関面前調書の許容要件のなかに差異を設けることの合理性に疑問を提示していること、③アメリカ法の分析により、公判供述不能の場合において、証人審問権の保障の観点から、捜査機関面前調書が排除されるべき場合があると指摘したこと、④同じくアメリカ法の検討により、供述の信用性を確保するための事後的反対尋問の効果に限界があることを明らかにし、証人の前にした相反供述を主要な証拠として有罪を認定することにはデュー・プロセス上の問題があることを指摘したこと、などの点において優れた学術的価値を有している。

反面、本論文は、①台湾法において証人の前にした相反供述がどのような要件のもと許容されるべきかを具体的に示していないこと、②検察官取調べにおいて被疑者は宣誓・真実供述義務を負い、偽証罪の威嚇を受けるなど、台湾法における警察官取調べと検察官取調べとの手続的差異に十分配慮していない点があること、③クロフォード判決に倣って証人審問権の保障を認めた場合、捜査手続以外の供述保全手続に対して生じうるであろう影響について検討していないこと、など不十分な点も残している。

しかし、先にあげた本論文の学術的価値は、これら不十分な点を補って余りあるものであるし、本論文の不十分な点については、口述試験において、申請者自身、今後さらに研究を深め、解明すべき課題であると自覚していることが確認された。本論文および口述試験において示された研究能力と真摯な研究姿勢をもってすれば、申請者は、今後の研究により、これらの課題を克服していくことが十分可能であるといえよう。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者顔榕氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。